

ベネズエラ2015年国会議員選挙と 反チャベス派国会の誕生

坂口 安紀

はじめに

2015年12月6日、ベネズエラでは国会議員選挙が実施された。過去15年にわたりチャベス派が支配的であった議会において、反チャベス派が全議席数の3分の2以上を占める圧倒的勝利をおさめた。くしくもこの日は、ちょうど17年前に故チャベス大統領が大統領選挙で初当選した日であった。チャベス、マドゥロ両政権下では、チャベス派が支配する国会が大統領の意向に沿うかたちで立法する、あるいは国会が大統領に対して立法権を時限的に付与する授権法(Ley Habilitante)を幾度も成立させ、それを使って大統領が数多くの重要法を一元的に実現させることで、「ボリバル革命」と呼ばれる政治・経済・社会的変革を推進してきた。その国会において反チャベス派が3分の2の議席を獲得したことにより、政権の意向に沿って国会が法律を成立させる可能性も、大統領授権法を成立させる可能性も消滅した。ボリバル革命に急ブレーキがかかることは必至で、政権交代の可能性も現実味を帯びてきた。

ベネズエラでは、チャベス政権後期からインフレや財政赤字、為替レートの著しい過大評価などマクロ経済の歪みが蓄積し、諸産業セクターの生産活動の低迷、インフレ加速、食料、医薬品などの欠乏、外貨不足など厳しい状況が続いている。チャベス死去後マドゥロ政権が誕生したのち、高

止まりしていた国際石油価格が大幅に下落したことも、経済危機をより深め、デフォルト(対外債務の支払い停止)懸念を高めた。経済危機、電力危機、治安悪化などにより国民の生活は厳しさを増し、その結果マドゥロ政権の支持率が低迷している。反チャベス派政治リーダーや市民は、今こそが政権交代の最大の機会として、マドゥロ大統領退陣をめざして攻勢を強めている。一方で、チャベス派政権と反チャベス派議会の対立によって政治は膠着状態に陥っており、経済危機打開策が遅れ、それが経済社会的混迷をさらに強めている。

本稿では、国会議員選挙の結果について分析するとともに、1月に新国会が成立したのちのベネズエラの政治情勢について概説する。なお、本誌2015年12月号において、筆者は国会議員選挙の2カ月前における展望を執筆していた[坂口2015]。そこでは、透明で公正な選挙が実施されれば、反チャベス派が過半数を獲得することは間違いないこと、しかしそれを回避すべくマドゥロ政権がさまざまな策を講じることを予想していた。また、無事に選挙が実施され、反チャベス派の勝利を国家選挙管理委員会(Consejo Nacional Electoral: CNE、以下「選管」)が認めた場合、チャベス派政治勢力や市民がそれを受け入れず、政治社会的混乱に陥ることも予想していた。選挙結果はほぼ予想どおり反チャベス派の大勝となったものの、選管が反チャベス派圧勝の結果を認めたこと、

そしてその直後に政治社会的混乱に陥らなかったことが、先の論稿では予想していなかったことであった。この点についても、本稿では考察を試みる。

1 反チャベス派の圧勝

(1) 最大勢力に有利な選挙制度

ベネズエラでは1958年の民政移管以降、比例代表制選挙によって国会議員が選出されていたが、1990年代に小中選挙区制との併用制へと移行した。比例代表制では少数派政党も得票数に応じた議員数を獲得することができるが、小選挙区制では各選挙区において僅差であっても、敗北した政党に対する票は死票となり、議席を獲得できず、その結果全国集計では得票率のわりに少ない議席しか獲得できない。他方、多数派政党は、得票率に比べて多くの割合の議席を獲得することができる。

チャベス派が支配してきた国会は、選挙法を改正して、比例代表部分を縮小し小選挙区部分を拡大するような制度変更を行ってきた。その結果、前回の2010年国会議員選挙では、チャベス派は得票率では過半数に満たない(49.7%)にもかかわらず、59.4%にあたる98議席を獲得した[坂口2010; 2015]。ただし、このような仕組みは、チャベス派に限らずいかなる政治勢力にとっても、僅

差であれ最大勢力に有利に働く仕組みである。今回はそれが反チャベス派に有利に働いたのである。

表1が示すとおり、反チャベス派の連合組織である民主統一会議(Mesa de la Unidad Democrática: MUD)は、全国で5割強の得票率で7割近い議席を獲得した。民主統一会議と与党であるベネズエラ統合社会主義党(Partido Socialista Unido de Venezuela: PSUV)は、比例代表制部分においては各州および全国合計においても獲得議席数で大差ないにもかかわらず、小中選挙区制部分では獲得議席数に2倍以上の大差がついた(表2)。なお、比例代表制部分は州単位だが、小中選挙区制部分は人口に応じて州がさらに複数の選挙区に分割されており、表2はそれらを州単位で集計した結果である。さらに表2からは、主要工業都市を抱え人口が多い州(首都区、スリア州、カラボボ州、アラグア州など有権者数が100万人を超える州)において反チャベス派が圧倒的勝利を収める一方、チャベス派が反チャベス派よりも多い議席数を獲得したのが、人口が少なく広大な未開地域を抱える内陸部の諸州(アプレ州、コヘデス州、デルタ・アマクロ州、グアリコ州、ポルトゥゲサ州、ヤラクイ州)であることも読みとれる。

今回の選挙では、単なる議席数だけでなく、チャベス派が圧倒的に有利であるとされる州において、チャベス派が敗北している点も注目さ

表1 2015年国会議員選挙の獲得議席数

	議席数	獲得議席率(%)	得票率(%)*
反チャベス派 MUD	112	67.1	53.5
チャベス派 PSUV	55	32.9	39.0
合計	167	100.0	92.5

(出所) 国家選挙管理委員会 2016年1月20日更新データより筆者作成。

(<http://www.cne.gob.ve>) 2016年4月25日アクセス。

(注) *比例選挙部分の各州における得票数を足し上げて計算したもの。

表2 州ごとの獲得議席数

	選出 議席数	反チャベス派 MUD	チャベス派 PSUV	比例代表制		小中選挙区制		有権者数
				MUD	PSUV	MUD	PSUV	
首都区	9	8	1	1	1	7	0	1,638,456
アマソナス	3	2	1	1	1	1	0	102,449
アンソアテギ	8	7	1	1	1	6	0	1,054,266
アプレ	5	1	4	1	1	0	3	329,188
アラグア	9	8	1	1	1	7	0	1,203,967
バリナス	6	5	1	1	1	4	0	553,531
ボリバル	8	7	1	1	1	6	0	971,310
カラボボ	10	8	2	2	1	6	1	1,548,242
コヘデス	4	1	3	1	1	0	2	236,616
デルタ・アマクロ	4	1	3	1	1	0	2	116,972
ファルコン	6	4	2	1	1	3	1	663,287
グアリコ	6	1	5	1	1	0	4	521,089
ララ	9	6	3	1	1	5	2	1,251,453
メリダ	6	5	1	1	1	4	0	596,216
ミランダ	12	7	5	2	1	5	4	2,042,420
モナガス	6	4	2	1	1	3	1	620,937
ヌエバ・エスパルタ	5	4	1	1	1	3	0	345,033
ポルトウゲサ	6	1	5	1	1	0	4	601,018
スクレ	6	3	3	1	1	2	2	643,754
タチラ	7	6	1	2	0	4	1	828,970
トゥルヒージョ	5	2	3	1	1	1	2	523,353
バルガス	4	3	1	1	1	2	0	274,908
ヤラクイ	5	2	3	1	1	1	2	424,905
スリア	15	13	2	2	1	11	1	2,404,025
先住民代表	3	3	0	0				
合計	167	112	55	28	23	81	32	

(出所) 選挙管理委員会 (<http://www.cne.gob.ve>, 2016年4月26日アクセス) より筆者作成。

(注1) 反チャベス派で選出されたのは112人だが、うちアマソナス州選出の3人(うち1人は先住民代表枠)については最高裁判断で就任が阻止されたままとされている。

(注2) 網掛けの州は、選出議席数のうち8割以上を反チャベス派が占めた州。

れる。なかでも象徴的なのが、故チャベス大統領の出身地であり、実兄アダン(Adán Chávez)が州知事を務め、チャベス一族の多くが公的ポストにつくバリナス州におけるチャベス派の大敗である(表2)。チャベス派は6議席のうちわずか1議席しかとれず、チャベス大統領の実弟アルヘニス(Argenis Chávez)も同州の小選挙区から立候補し

て敗北している。

チャベス一族以外にも、チャベス派の有力リーダーが全国で敗北を喫している。マドゥロ大統領に次ぐチャベス派の実力者であり、今回の選挙時には国会議長であったカベジヨ(Diosdado Cabello)は、モナガス州比例区で立候補していたが、反チャベス派に得票数で水をあけられた。

チャベス派比例リスト1位にあったため、かろうじて議席を確保したものの、反チャベス派に敗北したことは、チャベス派勢力内における彼の立ち位置にも影響を与える結果であった。

ほかにも、チャベス派の有力リーダーが落選している。チャベス派は、1月23日地区(23 de enero)など首都カラカスの大きな貧困地区を含む第1選挙区(2議席選出)においても完敗する厳しい結果となった。国営放送のアンカーマンを務め知名度もある元通信大臣のビジェーガス(Ernesto Villegas)と、元カラカス市長のベルナル(Freddy Bernal)という有力候補を立てたにもかかわらず、2議席ともに反チャベス派候補に奪取され、チャベス派は中選挙区で一人も議員を選出できなかったのである。1月23日地区は、熱狂的なチャベス(派)支持の大衆組織「コレクティボ」(Colectivos)のなかでもよく知られる、「ラ・ピエドリータ」(La Piedrita)の活動拠点である⁽¹⁾。彼らは選挙時やチャベス派の集会などへの動員で重要な役割を果たしており、同地区はチャベス派にとって戦略的意味をもつ。さらに、同地区にはチャベス大統領の遺体が安置されている歴史軍事博物館があり、チャベス派支持者らにとってはシンボルの地区である。同地区でチャベス派が敗北したことの意味は大きい。

また、今回の国会議員選挙は、過去数回の国会議員選挙と比べて投票率が高かったことも指摘しておきたい。2000年の国会議員選挙の投票率は56.05%、2005年は自動投票機と指紋スキャナーの導入で秘密選挙の原則が守られないとして反チャベス派政党が選挙をボイコットしたため25.26%、反チャベス派が初めて国会議員選挙の得票率でチャベス派を僅差で上回った2010年選挙での投票率が66.45%であったのに比べて、今回は74.25%と際立って高い。高い投票率は、反チャベ

ス派圧勝という選挙結果に強い正統性を与えた。

(2) 選挙結果の承認

本誌前号でも書いたように、反チャベス派の勝利はおおかたの予想どおりだったといえる。予想を上回った圧勝であったのは、経済危機、とりわけ加速し続けるインフレ率と食料や医薬品の欠乏が、年末にかけてますます厳しさを増したことで、そして上述のように、投票率が高かったことと、多数派勢力に有利に働く選挙制度の影響であろうと考えられる。

とはいえ、チャベス派が支配する選管がチャベス派敗北という選挙結果を認めたこと、そしてマドゥロ大統領、カベジョ国会議長などチャベス派勢力もそれを認めたこと、そしてそれに対してチャベス派市民による暴動などが発生しなかったのは、予想外であった。選管は5人の委員から構成され、憲法上政治的中立性や自立性が規定されている。しかし、チャベス、マドゥロ両政権下では5人中4人が明らかにチャベス(派)政権寄りであり⁽²⁾、選挙や国民投票をめぐる諸制度・ルールをチャベス派に有利になるように変更してきた。今回の選挙でも、選管は反チャベス派が統一候補擁立のための予備選挙を実施し候補者を確定したあとで、突如として候補者の40%が女性でなければならぬというジェンダー・クオータの適用を発表して、反チャベス派を混乱させた。

このように従来チャベス(派)政権に有利になるような決定をしてきた選管およびマドゥロ大統領やカベジョ国会議長(当時)などのチャベス派政治リーダーが、今回の選挙結果を認めた背景として、国軍および国防大臣が重要な役割を握っていたことが指摘されている⁽³⁾。選挙当日の投票会場の秩序維持は、「共和国計画」(Plan República)の名のもと、国軍がその責任を負うことになって

おり、各投票会場には国軍兵士が配備される。その最高責任者は国防大臣である。事前の世論調査結果はいずれも反チャベス派の優勢で一致していたうえ、当日の夕刻までの投票状況から反チャベス派の圧倒的勝利は明らかになっていた。「チャベス派勝利」と発表するには、小手先ではなく大規模な選挙不正が必要なほどの得票差であったと考えられる。そのような状況で、選管が同日夕刻になって突如、投票会場の閉鎖時間を規定の午後6時から7時に延長すると発表した。これに対して反チャベス派は選挙違反であると糾弾し、選挙結果が不正に操作されるのではないかと不安から、緊張感が急速に高まっていった。そのような状況でなんらかの操作が疑われるような「選挙結果」が発表されれば、大きな暴動が発生し国は混乱し多くの犠牲者が出るのが予想された。もし大暴動が発生し犠牲者が出たら、共和国計画の担い手である国軍がその責任を問われることになる。国軍の組織防衛のためには、それはぜひとも避けなければならない事態であった。そのような状況で、国軍は混乱を避けるためには、従来のようにチャベス（派）政権やボリバル革命の死守ではなく、公的秩序と国民の安全を守るという「国軍の組織的使命」の遂行を、少なくとも表向きには選択せざるを得なかったのであろう。パドリーノ国防大臣（Vladimir Padrino López）は、選管に対して選挙結果を正しく伝えること、そしてマドゥロ大統領、カベジョ国会議長（当時）に対して選挙結果を認めること、そして国民には冷静な対応を強く求めたのである。

それまで政権に忠実であった国防大臣が、そのような行動をとるとは、マドゥロ大統領やカベジョ国会議長（当時）、そしてチャベス派、反チャベス派双方の市民は想像していなかったであろう。支持率が低迷しチャベス派内部からの

支持も揺らいでいるマドゥロ大統領が3年間政権を維持できたのは、軍が政権をサポートしてきたからにはほかならない。自身は軍出身でなく、軍に基盤を持たないマドゥロ大統領は、軍の支持をとりつけるために、チャベス政権期を上回る規模で軍人を優遇してきた⁴⁾。一方、軍出身であり、軍内部に影響力をもつカベジョも、今回の選挙で反チャベス派に得票数で及ばず、チャベス派比例リストの1位に指名されていたためかろうじて議席を獲得したという状況では、国軍に対して強い影響力を行使することができなかったと考えられる。

選挙直後は、パドリーノ国防大臣が国軍の組織的使命を選択して民主主義を守った、あるいは多くの犠牲者が出る可能性があった大暴動を阻止したとして評価する声も上がった。しかし、国軍やパドリーノ国防大臣をはじめとする軍高官は、それまであからさまにチャベス（派）政権支持の言動を繰り返してきたため、今回の選挙時に急に彼らが軍の政治的中立性原則を尊重するようになったというのは、にわかには信じ難い。むしろ、そこには彼らがそのように行動せざるを得なかった状況があったと考えられるのではないか。一つには、上述のように今回の得票差が想定以上に大きく、小手先の選挙操作では結果をくつがえせないと考えられたこと、そしてもう一つは、マドゥロ政権の支持率低迷や経済状況の悪化などから、近い将来に政権交代の可能性がみえてきた状況で、組織としての国軍、あるいは軍人個人としては、正統性を厳しく問われることになるであろう選挙操作でマドゥロ政権と運命をともにするよりも、政権交代後の自らの処遇を考えて慎重に行動せざるを得なかったということであろう。

2 新国会成立前のチャベス派の攻防

選挙の結果、反チャベス派は、167議席中112議席と、憲法が定める「5分の3規定」のみならず、「3分の2規定」をも獲得した。その結果、前者によって可能となる授権法による大統領への立法権の一時的付与、憲法改正案の承認、副大統領および大臣に対する不信任決議に加え、組織法⁽⁵⁾の制定、選管委員の任命⁽⁶⁾、などが可能となる。また、その圧倒的支配によって、国会内のすべての委員会において委員長、副委員長職を支配することとなった。

国会が反チャベス派によって支配されたことは、司法や選管など、チャベス派支配を強固なものにしてきたそれ以外の国家権力に対するチャベス派の影響力が、中期的に失われていく一歩となり得る。というのも、国会が最高裁や選管のメンバーの任命権を握っているからである[坂口2015]。これを阻止すべく、チャベス派が支配する旧国会は、反チャベス派が圧倒的な新国会が1月に誕生するまでの半月の間に、影響力を失うまいとさまざまな攻防に出た。

第一に、国会議員選挙で大敗を喫した9日後に、カベジョ国会議長は、コムーネ議会(Parlamento Comunal)を設置すると発表し、マドゥロ大統領もこれを支持した。コムーネ議会とは、2007年以降チャベス政権が進めてきた社会主義国家建設のためのコミュニティ住民の自主管理組織である地域住民委員会(Consejo Comunal)、およびそれが複数集まって形成されるコムーネ(Comuna)が国家レベルで積みあがって形成されるヒエラルキーの最上位組織であるとされる[プリセニョ2016]。カベジョは、コムーネ議会では大衆が自ら法律を制定し、資源配分も決定するとした。これは、反チャベス派が

支配する国会の立法機能を侵食して、弱体化させようとする意図であったと思われる。しかし、現憲法が定める唯一の立法組織は国会であり、コムーネ議会は現憲法に規定された組織ではなく、法的根拠をもたない。実際に、その後にはコムーネ議会の設立は進んでいない。

第二に、与党ベネズエラ統合社会主義党(PSUV)は、アマソナス州の反チャベス派陣営において買票行為が疑われる会話があったとして、その録音を公開した。それを受けて、12月30日に最高裁は、アマソナス州選出の議員の就任中止措置を発表した。これにより、同州の反チャベス派の選出議員3人(比例区、小選挙区、先住民枠のそれぞれから1人ずつ選出)が就任を阻止されることになった。反チャベス派は、選挙違反の判断はあくまでも選管の管轄事項であるとして強く反発した。一方チャベス派は、最高裁の決定を理由に新国会議員の就任を延期すべきと主張し、1月5日の新国会議員の宣誓・就任を前に、緊張が高まった。アマソナス州選出の3人の議員が就任できないと、反チャベス派の議員数は109人となり、総議員数の3分の2には届かなくなる。しかしそれでも5分の3は確保していることから、反チャベス派は新国会の開会を重視し、同州選出議員3人はずした109人で就任式にのぞみ、新国会を開会させたのである⁽⁷⁾。

第三に、チャベス派は、まだ任期を残していた最高裁判事を選挙直後に早期退職させ、12月中に新たな判事13人および21人の代理判事を任命した⁽⁸⁾。最高裁判事の任命権は国会にあり、その任期は憲法で12年と規定されている。憲法は司法の政治的中立性と独立性を明確に規定しているが、チャベス、マドゥロ両政権ではチャベス派が支配する国会によって任命された判事が、政権寄りの決定や判決を下すことで、チャベス派政権を

支えてきた。今回、早期退職させられた判事の任期は2016年末までだったため、反チャベス派が支配的な新国会によって、彼らの後任判事が任命されることになる。それを阻止するため、チャベス派が支配する国会は、自らの任期が残り1カ月を切った12月にそれらの判事を早期退職させ、新判事の任命を急いだのである。

第四に、マドゥロ大統領は、国会が大統領に一時的に立法権を付与した授権法の期限が切れる前日の12月30日に、同法を使って13の法律を成立または改正した。その大半は所得税など経済関連法だが、なかでも重要なのが、中央銀行法の改正である。おもな修正点は2つで、中央銀行の理事や総裁の任命権を国会から大統領に移管したこと、そしてインフレ率や基礎生活品の欠乏率などの毎月の経済指標の公表義務を猶予したことである。マドゥロ政権の3年で、インフレ加速や食品・医薬品などの欠乏が著しく、それがマドゥロ政権の支持率を低下させていることは明らかである。そのため、国民を刺激したくない政府およ

び中央銀行は、過去1年以上それらの指標を公表してこなかったのである。チャベス政権下で中央銀行法は幾度かにわたり改正され、中央銀行は政府に従属し、政権の意向を反映した運営をしてきた。しかし新国会が誕生すれば、そういうわけにはいなくなるどころか、過去の運営について国会の場で糾弾されるのは疑いの余地がない。そのため、新国会が誕生する前に中央銀行の人事権を国会から政府に移し、マクロ経済データ公表義務猶予条項を盛り込んだと考えられる。

人権問題など対立する課題が多いマドゥロ政権と反チャベス派だが、経済政策の建て直しは、政府と国会双方が協力しないと不可能である。しかし、マドゥロ政権は、新国会就任直前に中央銀行法を改正したうえ、新経済閣僚の任命によって、その意思がないこと、そして国家介入型経済政策をさらに急進化させる姿勢を示したのである。新国会誕生の翌日に、マドゥロ大統領が経済政策の責任者として経済担当副大統領に任命したのは、急進的左翼イデオロギーを標榜する社会学

者サラス (Luis Salas) であった。サラスは、インフレ抑制のためには為替管理と価格統制を徹底することを主張しており、チャベス派内部でも穏健派と対立していた。サラスの任命は、国会選挙大敗でますます求心力を失ったマドゥロ大統領が、チャベス派勢力内、とりわけマドゥロ政権に対して弱腰であるとの批判を強めてきた急進派グループに対するアピールであったといえる。しかし、これにより新国会と政府の間での対話の可能性は消滅し、経済危機の打開という喫緊の課題への政策対応の可能性が遠のいた。

3 新国会成立後の政治情勢

(1) 反チャベス派国会の誕生

2016年1月5日、反チャベス派が支配する新国会が成立した。重要な鍵をにぎる国会議長は、あらかじめ反チャベス派議員による予備投票で選出されていた結果にもとづき、反チャベス派内最大勢力の第一正義党 (Primero Justicia: PJ) のボルヘス幹事長 (Julio Borges) ではなく、民主行動党 (Acción Democrática: AD) の老練政治家ラモス・アルupp (Henry Ramos Allup) が就任した。

ラモス・アルupp新国会議長は、就任演説にお

いて、平和的に憲法にのっとり政治変革を進めること、6カ月以内に合法的にマドゥロ政権の交代を模索すること、反チャベス派の中心的政治リーダーの一人、ロペス (Leopoldo López) をはじめとする政治犯を釈放するための恩赦法を制定すること、などを宣言した。

ラモス・アルupp議長はまた、議場正面に掲げられていた故チャベス大統領の大きな肖像写真の撤去を命じた。チャベス派は抵抗したが、新国会議長は、歴代の大統領の肖像画がないなかで、故チャベス大統領の肖像写真のみが掲げられているのは公平性に問題があるとして撤去を断行した。これは議会がチャベス、マドゥロ両政権に従属していた状況から決別し、立法府が行政府から独立していることを象徴的に示す行為であった。

(2) 国会と政府の攻防の鍵を握る最高裁

1月以降、反チャベス派の国会とマドゥロ政権は、さまざまな案件で衝突を繰り返しているが、その攻防の鍵を握ってきたのが、最高裁と選管である。

反チャベス派が支配する新国会は1月以降、5つの法律を成立させている (表3)。1つめの中銀法の一部改正法は、12月の選挙直後にマドゥロ

表3 反チャベス派国会 (2016年1~4月) が成立させた法律とそれに対する最高裁の違憲判断

	国会での成立日	最高裁による違憲性判断	
中銀法の一部改正法	2016年3月3日	違憲	2016年3月31日
恩赦和解法	2016年3月29日	違憲	2016年4月11日
退職者年金者への食料医薬品補助金法	2016年3月30日	合憲	2016年4月30日
最高裁組織法改正法	2016年4月7日	違憲	2016年5月5日
貧困者向け住宅政策 (Gran Mision Vivienda) の所有権譲渡法	2016年4月13日	違憲	2016年5月6日

(出所) 国会ウェブページ (<http://www.asambleanacional.gov.ve>)、最高裁ウェブページ (<http://www.tsj.gob.ve>)
いずれも2016年5月27日アクセス、その他情報より筆者作成。

大統領が大統領授権法を使って改正した中銀法を再び改正しようとするもの、2つめは、上述のロベスをはじめとする政治犯を釈放し、チャベス政権との政治対立により亡命を余儀なくされている人々の帰国を可能にする恩赦和解法である。4つめは、最高裁憲法法廷の判事の数を増やす最高裁組織法の改正である。3つめと5つめは、反チャベス派国会が提案した社会政策の拡充策である。

法律は、国会で成立したのち大統領に送られる。大統領は、10日以内に署名して法律を施行する。大統領には拒否権はないが、法律の修正を求めて国会に差し戻す、あるいは法律の違憲性について最高裁憲法法廷に判断を求めることができる。法律が差し戻された場合、国会は再度法律について採否をとり、出席議員の過半数の賛成によって同法は施行される。一方、最高裁は15日以内に違憲審査を行い、違憲と判断されると法律は施行されないが、違憲性が否定された場合、大統領は5日以内に法律を施行する。

国会に差し戻したとしても、反チャベス派が過半数を支配する国会が施行することができるため、マドゥロ大統領にとって、反チャベス派国会が成立させた法律の施行を阻止する唯一の道は、最高裁に違憲判断を求めることである。実際、マドゥロ大統領は、1月以降に国会が成立させた法律すべてに対して自ら署名して施行せず、最高裁に違憲判断を求めてきた。最高裁は、新国会が成立させた5つの法律のうち、「退職者年金者への食料医薬品補助金法」は合憲としたものの、それ以外の4つの法律を違憲であると判断したため、それらの法律は施行にいたっていない。反チャベス派が支配する国会が誕生後わずか4カ月で、成立した法律すべてに対して大統領が最高裁に違憲判断を仰いだこと、そして1つをのぞくすべてに関して最高裁が違憲判断を下したということ

は、政治的判断との疑念がぬぐえない。

また、マドゥロ大統領は1月には経済緊急事態令 (Ley de Emergencia Económica)、5月には同令および非常事態令 (Ley de Excepción) を発動した。いずれも、それによって国民の憲法上の権利の一部が一時的に制限される内容である。憲法339条は、大統領による非常事態令をコントロールするために、発令から8日以内に国会がその正統性を審議し承認すること、そして最高裁憲法法廷がその合憲性について表明することを定めている。国会はそのいずれも正統性を否定したが、反対に最高裁はいずれも合憲であるとの判断を下している。

このように、新国会とマドゥロ政権の対立において、最高裁はすべての件において政府を支持する姿勢を堅持している。

(3) 政権交代への道筋と選管

ラモス・アルupp新国会議長が就任時に宣言したとおり、反チャベス派は憲法にのっとった方法で政権交代に向けての動きを加速させた。当初は3つの戦略が立てられた。憲法修正による大統領任期の短縮、大統領不信任を問う国民投票の実施、そしてマドゥロ大統領自身による辞任である。憲法修正により6年の大統領任期を4年に短縮すれば、マドゥロ大統領の任期は2017年1月までとなり、そこで大統領選挙の実施が可能となる。しかし最高裁が、憲法修正によって大統領任期が短縮されても現政権には適用しないとの決定を発表したため、反チャベス派の政権交代戦略は大統領不信任投票の実施にじぼられた。

しかし選管は、不信任投票開始手続きにおいて、すみやかな対応をせず、反チャベス派は遅延行為だとして糾弾している。憲法は、不信任投票開始には登録有権者の20%の署名が必要とのみ規定しているが、今回の不信任投票の手続き開始

のためには、選管はその前にまず登録有権者数の1% (20万人弱)の署名が必要とした。反チャベス派はすみやかに署名を集めて提出したが、選管はその署名簿の書式が公式ではないとして認めなかったため、反チャベス派の連合組織である民主統一会議 (MUD) は、選管が受けつける書式を早急に出すよう4度にわたり書簡で選管に求めたが、選管は数週間にわたりそれに対応しなかった。4月26日に選管がようやく書式を発表したのを受け、反チャベス派は5月2日に185万人分以上の署名を選管に提出した。しかし選管は、「30日以内 (dentro de 30 días) に有権者の1%にあたる署名を提出」という文言について、30日待たなければ選管としてそれを確認しないと主張している。その署名が適切であると確認されたら、つぎに有権者の20% (389万9273万人) が不信任投票の実施を求める署名を提出し、これが認められてようやく不信任投票が実施されることになる。不信任投票では、登録有権者の25%以上が参加し、大統領選出時の得票数 (758万7579票) を超える不信任票が集まった場合に、大統領は罷免される。

ここで重要になるのが、大統領不信任投票のタイミングである。憲法233条は、大統領任期の最初の4年の間に大統領不在 (不信任を含む) となった場合、大統領選挙が実施されるが、任期の残り2年に大統領不在となった場合は、残りの任期を副大統領が務めると規定している。マドゥロ大統領は2013年に就任しているため、反チャベス派は2016年内の不信任投票実施をめざしており、一方チャベス派は不信任投票がどうしても避けられない場合は、2017年以降に遅延させることで、副大統領のもとチャベス派政権を継続させたいとしている。そのため選管の対応は、不信任投票の実施の有無のみならず、その時期によって、大統領選挙の実施の有無を決定づける大きな鍵となる。

マドゥロ大統領の支持率は、複数の世論調査で2割前後に落ちており、Datanálisis社の調査では66%が大統領不信任に賛成と回答している (ABC, 27 de abril, 2016)。厳しい状況において、チャベス派政治リーダーらは、有権者が不信任投票を求める署名をしないよう、有権者に対する威嚇を繰り返している⁹⁾。カベジョ前国会議長は国営放送で、署名した企業家は政府調達から締め出すと発言、また大統領不信任投票を求めて署名したものが公務員の職にとどまることはできないとも発言している¹⁰⁾。このような与党リーダーらの行動に対しても、選管は選挙の秘密性や公平性を担保するような対応をとっていない。

(4) 経済情勢

本稿では、新国会誕生後の政府との政治的攻防について論じてきたが、今後の政局について大きな影響を与える要因の一つが国内の厳しい経済状況であるため、最後に経済面について若干ふれたい。加速するインフレや物不足、マイナス成長、そして電力不足による計画停電、治安悪化などは、政治的立場にかかわらずすべての国民生活を苦しめている。中央銀行は、2015年の経済指標をようやく発表した¹¹⁾が、それによるとインフレ率は180.9%、経済成長率はマイナス5.7%であった (*El Nacional*, 18 de febrero, 2016)。IMFが4月に発表した予想では¹²⁾、ベネズエラ経済は昨年¹³⁾に続き今後2年はマイナス成長 (2016年はマイナス8%、2017年はマイナス4.5%) で、インフレは2016年には481.5%、2017年には1600%を超えると予想している。加えて、電力不足や水不足も、国民の生活と経済活動に大きな打撃を与えている。政府は、節電のために民間部門に操業時間の短縮を義務づけているが、4月下旬以降は、節電のために公務員の就業 (休業ではない) を週2日に制限した。

一方、チャベス政権下で20%台にまで下落し、ポリバル革命の成果とされた貧困削減も、過去3年で再び急速に悪化し、貧困率は73%にまではね上がった[Vera 2016]。

マドゥロ政権下での経済困難について、国際石油価格の下落がしばしば指摘される。もちろん、その影響が大きいことは疑いの余地がないが、そのみに帰すると、問題の本質と政権の責任がみえなくなる。国際石油価格の下落は、ベネズエラのみならずほかの産油国にも同様の打撃を与えているが、ベネズエラの状況が他の産油国よりも厳しいことはどのように説明できるのか。さらに、チャベス政権誕生以前の1990年代には石油価格は1バレル当たり20ドルに届かなかったが、下落したとはいえマドゥロ政権下の石油価格²²⁾はそれを上回っている。1990年代のインフレ率は今よりもはるかに低く、経済成長率もプラスで推移していた。ほとんどの食料品は国産品で賄われており、今のような基礎生活物資の欠乏状態にはなかった。貧困率も49% (1998年上半期、坂口 [2015, 図3]) と今 (73%) よりも低く、対外債務残高も約300億ドルと今の3分の1ほどであった。チャベス政権誕生前には、国際石油価格の変動が国内経済に与える影響を緩和するために、石油価格上昇期に収入をプールし、下落時にショック緩和のために引き出せる通貨安定化基金 (Fondo de Inversión para la Estabilización Macroeconómica : FIEM, のちのFEM) が設置されていたが、財政支出拡大のために故チャベス大統領がそれを有名無実化したため、マドゥロ政権下で石油価格が下落した際にバッファが存在しなかったのである。現在の経済困難から脱却するには、チャベス政権期以来の経済政策路線を再検討する作業が必要になる。しかし、マドゥロ大統領およびチャベス派内の急進派勢力は、上記のことを総括すること

なく、米国と結託した国内経済エリートがしかける「経済戦争」(guerra económica) が経済困窮の原因として批判している。

経済政策の見直しを拒否する急進派サラス経済担当副大統領のもと、経済状況は加速的に悪化し続けたため、マドゥロ大統領は2月中旬にサラスをわずか1カ月で交代させざるを得なくなった。後任には、チャベス派勢力内でも穏健派のペレス商工業大臣 (Miguel Pérez Abad) が指名され、2月には為替政策の変更・切下げと国内ガソリン価格の引上げが行われるなど、経済政策が見直された。以前は3つあった公定レートは、食品や医薬品などの優先輸入品に適用される公定固定レート (Dipro) と変動レート²³⁾の2本立てとなり、前者は1ドル6.3ポリバルから10ポリバルへと切り下げられた。また1996年以來、手厚い政府補助金によって20年間据え置かれてきた国内ガソリン価格が、ついに1000~6000%引き上げられた。とはいえ、これでもセダンを満タンにしても1ドル前後 (公式変動レートSimadiで計算) という安さである。長期にわたり硬直的に運営されてきたこれらの経済介入政策は、今回のような調整では改善できないほどのマクロ経済の歪みをもたらしてきたといえる。

むすび

ベネズエラの政治情勢は混迷を極めており、本稿執筆時 (5月) 以降も短期的に大きな動きがある可能性が否定できない。チャベス大統領死去直前の2012年末に、筆者はベネズエラ人研究者とともに、今後の情勢を左右する要因と考えられるシナリオについて整理した [プリセニョ2013]。ここでは、①チャベス派勢力の内部的結束、②石油価格をはじめとする経済情勢、③反チャベス派勢力内部の結束、④国際社会の関与、という4つの

要因を挙げ、①②がプラスに変化するとチャベス派政権が継続し、①②がマイナス、③がプラスに変化すると民主的な政権交代の可能性が高まる一方、①②③ともにマイナスに動くと政治社会的混乱状況や軍事介入の可能性が高くなると予想していた。そして、民主的な政権交代あるいは政治社会的混乱や軍事介入の可能性があるときには、国際社会による監視が民主的転換や民主的政権交代の安定に大きな役割を果たすとみていた。チャベス大統領が死去し3年が経過したが、この見方はいまだ一定の妥当性をもっていると考えられる。求心力のないマドゥロ大統領のもと、経済政策や軍人の関与をめぐるチャベス派勢力が結束を維持していくのは困難であろう。経済面でも、外貨準備高が低水準にとどまるなか、秋にはさらに約40億ドルの債務支払い期限が迫っており、デフォルト懸念もぬぐえない。国内各地で略奪行為が頻発するようになってきていること、そして非常事態令が発動されていることから、現在はずでに政治社会が混乱状況にあるといえるだろう。今後、それが民主的な政権交代のシナリオにつながるのか、それともさらに厳しい政治社会的混乱状況に陥るのか、予断を許さない。そして、国会と政府が対立するなかで、対外的には国際石油価格の動向、中国との間での債務再編・リスクや新規借入れの可能性が、そして国内的には最高裁と選管、そして軍が今後のベネズエラ情勢を短期的に左右する重要な要因となるであろう。

注

- (1) しばしば反チャベス派の集会や抗議行進に暴力的攻撃を加えることでも知られる。麻薬取引、誘拐、殺人などの犯罪に関与するものも多い。詳細はマインゴン[2016, 49-51]。
- (2) 選管委員長が同職を離れた直後にチャベス政権の副大統領に就任したケース、与党選出の国会議

員が議員を辞職して選管委員に就任したケースなどがある。

- (3) 以下、選挙当日のパドリノ国防大臣の動きについては“Vladimir Padrino, el general venezolano que se puso de parte del pueblo,” *El Mundo* (7 de diciembre, 2016), “El chavismo quiso romper el proceso electoral y posponerlo,” *ABC* (8 de diciembre, 2015), “Militares venezolanos se rehusaron a participar en fraude electoral,” *El Nuevo Herald* (8 de diciembre, 2015), “¿Conozca la verdadera razón por la cual Padrino López obligó al gobierno de Maduro aceptar los resultados del 6D?” *Pan Caliente* (7 de diciembre, 2015) など。
- (4) たとえば、マドゥロ大統領が就任早々に発表したのは、軍人とその家族に対する社会政策 (Gran Misión Negro Primero) であった。また、軍人専用の銀行は軍人に対して優遇金利での自動車購入を後押しし、軍人給与の引き上げ幅は最低賃金引き上げ幅の3倍となっている (*El Nacional*, 3 de enero, 2015)。
- (5) 組織法 (ley orgánica) とは公的権力に関する規定や他の法律の基準となるような重要法のこと。一般の法律が国会議員の過半数で成立するのに対して3分の2の賛成が必要。
- (6) 選管メンバーは国会の3分の2の賛成で任命される。また最高裁の事前の発表を受けて、同じく3分の2の賛成で選管メンバーを罷免できる (憲法296条)。
- (7) その後、3月に選管はこの最高裁の判断に対して、アマソナス州の選挙は合法的であったとの判断を出した。にもかかわらず、その後選管および最高裁はこの件について特段の措置をとっておらず、アマソナス州から選出された反チャベス派の3人の国会議員については就任が認められていないままである。
- (8) 新しい最高裁判事の任命手続きは規定のプロセスをふんでいない、また候補者らは憲法263条が定める条件をみたしていないとして、反チャベス派から異議申し立てがされた (*El Nacional*, 23 de diciembre, 2015)。また、早期退職に追い込まれた判事は2月に国会特別委員会において、早期退職するよう強制されたと言言している (*VenEconomy Weekly*, February 12, 2016)。

- (9) 2004年のチャベス大統領に対する不信任投票を求める署名リスト（「タスコン・リスト」と呼ばれる）は、その後選管から持ち出され、公務員の場合は解雇など、署名した有権者に対する差別および選挙時のキャンペーン材料として使われたのは、チャベス大統領も公に認めてきた〔坂口2016, 45-46〕。マドゥロ大統領も、2013年4月に自身の大統領選挙においてその半年前のチャベスの得票数よりも大きく得票を減らしたことを受けて、国営テレビで「チャベス大統領には投票しながら自分には投票しなかった裏切り者90万人の名前や身分証明書番号を把握している」と威嚇している〔坂口2015, 48-49〕。
- (10) ネットニュース *Patilla*, (23 de mayo, 2016) 2016年5月20日アクセス。同ページからカベジヨ発言のビデオが視聴できる。 <http://www.lapatilla.com/site/2016/05/11/cabello-a-empresarios-que-firmaron-para-el-revocatorio-no-pueden-tener-contrato-con-el-estado-video/>
- (11) IMFウェブページの国別ページより。 <http://www.imf.org> (2016年5月18日アクセス)。
- (12) ベネズエラ・バスケット原油価格は、2014年平均が1バレル88.42ドル、2015年は44.65ドル、2016年初には一時期25ドル前後までに下がったものの、5月9日の週は35.28ドルとなっている。石油鉱業大衆権力省ウェブページ (<http://www.mpetromin.gob.ve>) 2016年5月20日アクセス。
- (13) 2015年に政府は変動レート制としてSimadiを導入した。しかし、これは実際には政府の強い介入を受け自由変動制とはいえない状況で、取引額も小さかった。2016年3月に、政府はSimadiを

廃止し新たな変動レート制Dicomを導入すると発表した。Dicomは発表から2カ月経過後もまだ導入されておらず、引き続きSimadiが使われている。Simadiレートは2016年5月20日現在は1ドル445.77ボリバル、ヤミレートは1ドル1098.11ボリバルと、公定固定レートDipro（1ドル10ボリバル）とのギャップはきわめて大きい。ドル・トゥーデーのウェブページ (<https://dolartoday.com>) 2016年5月20日アクセス。

参考文献

- 坂口安紀2010.「ベネズエラ2010年国会議員選挙」『ラテンアメリカ・レポート』27 (2) 15-28.
- 2013.『2012年ベネズエラの大統領選挙と地方選挙：今後の展望』アジア経済研究所.
- 2015.「ベネズエラ2015年国会議員選挙の行方」『ラテンアメリカ・レポート』32 (2) 38-51.
- 坂口安紀編 2016.『チャベス政権下のベネズエラ』アジア経済研究所.
- ブリセニョ、エクトル2013.「今後のシナリオを左右する要因」坂口安紀編『2012年ベネズエラ大統領選挙と地方選挙—今後の展望』アジア経済研究所.
- 2016「民主主義と政治参加の変容」坂口安紀編『チャベス政権下のベネズエラ』アジア経済研究所.
- マインゴン、タイス 2016.「政治制度改革と新たな政治アクターの台頭」坂口安紀編『チャベス政権下のベネズエラ』アジア経済研究所.
- Vera, Leonardo 2016. “La economía de Venezuela se apaga.” (<http://prodavinci.com>) 2016年5月3日アクセス.

(さかぐち・あき/アジア経済研究所)